

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体

那覇港管理組合

2. 構造改革特別区域の名称

那覇港国際物流特区

3. 構造改革特別区域の範囲

那覇港の国際コンテナターミナル（那覇港新港ふ頭地区 9 号及び 10 号公共ふ頭）

4. 構造改革特別区域の特性

（1）那覇港の現況

那覇港は、日本本土、中国大陸、東南アジア諸国を結ぶ十字路の中心に位置し、琉球王朝時代においても地域の交易ネットワークの拠点港としての役割を果たしてきた。

近年、中国の開放政策や WTO 加盟等により中国沿岸における経済特区が急速に発展し、それに伴い東アジア発着のコンテナ貨物は、中国を中心に大きく増加してきた。そのため、中国沿岸のコンテナ貨物を那覇港を拠点に北米、欧州方面に効率的に輸送することが可能という那覇港の地理的優位性が強まりつつある。

こうした状況を背景に、平成 14 年 7 月に策定された「沖縄振興計画」では、那覇港において国際物流ネットワークを構築し、国際トランシップ港湾として戦略的な中継コンテナ貨物の取扱を促進し、国際物流関連産業などの新たな産業拠点を形成することが振興施策として位置づけられた。

これを受け、平成 15 年 3 月に策定された「那覇港港湾計画」では、高規格・高能率コンテナふ頭をはじめとする国際物流関連産業の集積する国際流通港湾機能の拡充を図ること、また、港湾 EDI システムの導入、港湾料金の低減、24 時間フルオープン化等の国際水準の港湾サービスの提供を図ること、が港湾計画の方針として位置づけられたところである。

この戦略的な中継コンテナ貨物の取扱、その実現による国際物流関連産業の集積を目指し、那覇港では、新たな岸壁（10 号岸壁）等の整備が進捗する一方、ターミナルオペレータを公募により認定し、契約に向けた取組が進捗しているところである。

（2）本地域の優位性

アジアの十字路口に位置する那覇港

那覇港の1,000km圏には、日本の九州、韓国・釜山、経済発展の著しい中国の上海、台湾があり、2,000km圏には、日本の東京、中国の北京、香港、フィリピンがあり、さらに3,000km圏には、ベトナム、タイ、インドネシアの一部が含まれ、日本、中国、東南アジアの十字路口に位置している。実際、15世紀には、琉球王府は、日本(江戸幕府)、中国(明)と東南アジアの交易の中心として繁栄したところである。

現在においては、経済躍進を続ける中国の拠点港湾である上海港、香港港、東南アジアのハブ港であるシンガポール港、また東北アジアのハブ港としての釜山港、及び日本の主要港のほぼ中心に那覇港は位置し、那覇港近海では、北米航路、欧州航路、アジア航路が結節する位置的な優位性を強めている。

この位置的な優位性により、中国東沿岸諸港へ北米、欧州航路をダイレクト寄港するよりも、中国東沿岸のコンテナ貨物を那覇港に集約し、那覇港を拠点とする北米航路及び欧州航路を構築するコンテナ輸送体系(那覇港モデル)により、投入大型船舶の削減、トランジットタイムの短縮が可能となる。

自由貿易地域

沖縄における自由貿易地域は、沖縄振興特別措置法における関税上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業立地と貿易の振興を目的として、全国で沖縄県にのみ指定された地域である。

自由貿易地域は、那覇空港の隣接地に沖縄自由貿易地域(2.6ha)、那覇港から15kmほど離れた中城湾港に中城湾港自由貿易地域(122ha)が設置され、既に、一部の製造業、物流業等が立地し、制度を活かした事業活動を展開している。

企業誘致に向けた強力な取組

沖縄県では、企業立地推進のために、自由貿易地域をはじめ、情報通信産業特別地区、金融業務特別地区が設置され、法人税の35%軽減などの優遇措置、IT等の人材育成等の様々な企業活動への支援体制を整えており、グローバル化が進展するアジアの拠点としての立地優位性を強めている。

(3) 沖縄における産業振興の基本方向

民間主導の自立型経済の構築

国際物流関連産業、加工交易型産業等の重点産業としての振興を図りながら、民間主導の産業振興による沖縄県経済の発展を目指す。

沖縄自由貿易地域等を活用した企業立地の促進

全国において沖縄県にのみ認められた沖縄自由貿易地域などの特段の税制上の優遇措置等を活用することにより、日本国内、海外企業の立地促進、また沖縄県企業の育成、立地を促進し、これら企業の事業活動による雇用の拡大を目指す。

輸出入物流コストの低減

島嶼県である沖縄は、内外の生活、産業物資及びその原材料を海上輸送することが必要となるため、高い物流コストを要し、高い諸物価、県産品の競争力の低下が大きな課題となっている。那覇港における国際流通港湾機能の拡充により、高い輸出入物流コストの低減を図ることを目指す。

5．構造改革特別区域計画の意義

(1) 民間主導による国際流通港湾機能の拡充

那覇港の公共ふ頭の国際コンテナターミナルとしての活用を公募により選定したターミナルオペレータ主導で行うことにより、中国東沿岸のコンテナ貨物を那覇港を拠点として北米、欧州航路を中継する国際物流ネットワーク（那覇港モデル）を内容とする国際流通港湾機能が民間主導により実現される。

(2) 国際物流ネットワークを活用した企業立地の促進と雇用の拡大

那覇港を拠点とする国際物流ネットワークが形成されることにより、それを活用した国際物流関連産業、加工交易型の産業・企業の立地が促進されることになる。また、企業立地の進展による雇用の拡大が期待される。

(3) 国際物流ネットワークの形成による輸出入物流コストの低減

那覇港を拠点とする国際物流ネットワークが形成されることにより、従来の本土港湾経由の輸出入産品の高い物流コストが低減することが期待される。

(4) 自由貿易地域との相乗効果の推進

沖縄県にのみ認められた自由貿易地域は、国内外の企業の立地促進を目的とするが、自由貿易地域における企業立地の増加が那覇港の利用促進に繋がるとともに、那覇港の国際物流ネットワークの形成・拡充が自由貿易地域における企業立地の促進に繋がる、という相互的な関係にある。したがって、那覇港における国際物流ネットワークの拡充と自由貿易地域との連携を図りながら、国際コンテナ貨物の取扱増加と企業立地の促進という相乗効果の発揮、推進が期待される。

6．構造改革特別区域計画の目標

(1) 新たな国際コンテナ貨物の取扱い

那覇港国際コンテナターミナルの一体的効率的な運営により、中国東沿岸のコンテナ貨物を那覇港を拠点として北米、欧州航路に中継する国際物流ネットワーク（那覇港モデル）が形成されることにより、国際中継コンテナ貨物を含む国際コンテナ取扱量の拡大が期待される。

那覇港国際コンテナターミナルの取扱量は、平成 15 年の約 5 万 TEU から、貸付 10 年後の平成 20 年代の後半には、国際中継コンテナ貨物を含め、約 35 万 TEU に達することを目標とする。

(2) 関連企業の立地と雇用の拡大

那覇港国際コンテナターミナルを利用する国際物流関連産業や自由貿易地域における加工交易型産業の立地による投資拡大と雇用の増大が期待される。

国内外からの沖縄県への企業進出は、情報通信産業等を除いて厳しい状況にあるが、当地区における特区認定による企業立地がもたらす設備投資、関連事業売上額は概ね 30 億円台 / 年、また、それに伴う雇用の拡大を 200 人 / 年を目標とする。

(3) 輸出入物流コストの低減

沖縄では、一部の国際コンテナ航路はあるが、多くの輸入貨物は神戸港等の本土港湾より揚げられ、那覇港に輸送されるため、割高な物流コストとなっている。

那覇港国際コンテナターミナルにおける国際コンテナ航路の拡充により、本土港湾経由の場合と比べて、概ね 30% のコスト削減を目標とする。

7 . 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 国際流通港湾機能の拡充に伴う効果

那覇港国際コンテナターミナルの取扱量は、平成 15 年の約 5 万 TEU から、貸付 10 年後の平成 20 年代の後半には、国際中継コンテナ貨物を含め、約 35 万 TEU となる。

(2) 企業立地による雇用の拡大

ターミナルオペレータの設備投資や荷役料、水先・タグ等関連事業の売上額は概ね 30 億円 / 年と見込まれ、それに伴う雇用の増大は、200 人 / 年である。

(3) 輸出入物流コストの削減

那覇港国際コンテナターミナルにおける国際コンテナ航路の拡充により、本土港湾経由の場合と比べて、30% のコストが削減される。

8 . 特定事業の名称

(1) 特定埠頭運営効率化推進事業 (1 2 0 3)

9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連す

る事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 国際物流拠点形成に向けたポートセールスの推進

那覇港の国際物流ネットワークを拡充するために、東アジア、日本本土等を中心として船社、フォーワーダー、荷主等を対象とするポートセールス活動を展開する。

(2) 心頭運営効率的運営に係わる規制緩和措置の推進

那覇港の使いやすさの向上を図り、国際競争力を強化するために、那覇港コンテナターミナルの運営に係わる規制緩和措置を推進するために、行政、民間の関係者による委員会を設置し検討する。

(3) 国際ロジスティクスセンターの設置

那覇港の国際物流ネットワークを活用した国際物流関連産業の立地を推進するために、那覇港のコンテナターミナル背後に国際ロジスティクスセンター整備を推進する。

(4) 自由貿易地域との連携の強化と拡充

那覇港の国際物流ネットワークを活用した国際物流関連産業の立地を推進するために自由貿易地域（沖縄、中城湾港）との道路整備等の連携を強化する必要がある。

また、那覇港浦添地区において、物流産業等の立地を推進するためのインセンティブ、施設を備えた那覇港自由貿易地域の整備の推進を図る。

別紙

1. 特定事業の名称

番号 1203

特定事業の名称

特定埠頭運営効率化推進事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

那覇国際コンテナターミナル株式会社

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年3月(予定)

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体	事業が行われる区域	募集の実施時期
那覇国際コンテナターミナル株式会社	那覇港新港ふ頭地区 9号及び10号公共国際コンテナターミナル	平成16年11月24日から平成16年12月7日の間実施

貸し付け施設			
		No.9	No.10
供用開始		1997年	2006年予定
岸壁本体	計画水深	-13m	-13m
	実水深	-14m	-15m
	延長	300m	300m
ターミナル	奥行	348m	348m
	面積	104,400m ²	104,400m ²
ガントリークレーン		・50t吊、13列対応 ・50t吊、16列対応	-

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の内容

那覇港の港湾施設の国際コンテナターミナル(岸壁及び埠頭用地)について、公募により募集、契約した事業者へ一体的かつ長期に(10年間)貸し付ける。

(2) 特例措置の必要性

沖縄振興の目標である民間主導の自立経済の構築、アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成等を目標としているが、とくに、民間主導の自立経済の構築に向けては、国際物流関連産業、加工交易型産業などが県経済を牽引する重点産業として、戦略的な振興策を図るものとされている。

上記の国際物流関連産業、加工交易型産業の振興を図るためには、那覇港の国際流通港湾としての展開が必要であるが、背後圏の貨物の少ない沖縄においては、東アジアの中心に位置するという那覇港の地理的な優位性を活かした国際的な中継コンテナ貨物の取扱機能の形成が不可欠である。

貸し付け対象である那覇港公共国際コンテナターミナルの国際的な中継コンテナ貨物の取扱港湾としての運営は、長期的な展望の下で、船社誘致、コンテナの荷捌き・保管等を一体的かつ高度に行う必要があることから、国際コンテナ物流に係わる豊富な実績と運営能力を有するターミナルオペレータ企業によって担われることが求められている。

本特例措置の適用受け、国際公募により募集、契約した国際コンテナ物流に係わる豊富な実績とノウハウを有するターミナルオペレータ企業に、那覇港のコンテナターミナルを一体的かつ長期に貸し付けることにより、民間企業の運営能力を活かした効率的なターミナル運営、船社等のニーズに対応した柔軟な料金設定による中継貨物の取扱量の拡大が実現することができる。

国際的な中継コンテナ貨物の取扱により、その機能を活かした国際ロジスティクスセンターなどの高度な物流サービス産業や、自由貿易地域における加工交易型産業の立地促進が期待される場所である。

このことは、沖縄振興計画における戦略的に振興すべき重点産業である国際物流関連産業、加工交易型産業の具体的な立地を促進し、沖縄県の産業振興、雇用の拡大に大きく寄与するものと判断される。

なお、本特例措置の適用により、那覇港国際コンテナターミナルの取扱量は、平成15年の約5万TEUから、平成20年代の後半には、国際中継コンテナ貨物を含め、約35万TEUに飛躍的に拡大することが期待されている。

(3) 特定埠頭運営事業者の認定根拠

本事業は、那覇港において、国際コンテナ貨物を取り扱うコンテナターミナルでコンテナ船を係留するための岸壁、荷捌き地を一体的効率的に管理運営する事業である。

その内容は、水深-14m、-15mの2つの岸壁及び荷捌き地の管理運営であり、通常の公共コンテナターミナルでは、港湾管理者が複数の利用者に施設毎にかつその都度に使用許可を与え、料金も利用量に応じた定率的であるため、効率的、柔軟な管理運営が困難であったものを、一体的に管理運営することにより、ターミナル全体としての効率的な管理運営を実現し、国際的な中継コンテナ貨物の取扱いを可能とするものである。このことは、

那覇港の港湾計画に適合しているところである。

この計画における 10 年間という貸付期間、及び貸付対象施設の内容は、国際中継コンテナ貨物の取扱いという事業の収益性やリスクを考慮した上で決定されており、本計画は、事業を適正かつ確実に遂行するために適切なものであると認められる。

本事業を実施する事業者は、公募によりその事業計画を評価の上、契約に至ることにしており、本事業を的確に遂行するために必要な能力は十分に確保できると認められる。

本事業の決定に当たり、構造改革特別区域法に定められた公告・縦覧の手続きを経て平成 16 年 12 月 22 日に港湾管理者において事業者を認定したところであり、その選定は公正な手続きに従って行われたところである。

よって、本計画は、特定措置の適用にあたって法が要請するすべての要件を満たしていると言える。

(4) 認定後の手続き

「国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則」(平成 15 年 4 月 1 日国土交通省令第 44 号) 第 7 条の規定する内容を盛り込んだ契約を、那覇港管理組合と公募の上、選定した事業者との間で締結することとする。